

○北しりべし廃棄物処理広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

制 定 平成 17 年 10 月 24 日条例第 2 号
最近改正 平成 28 年 10 月 26 日条例第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 26 1 号。以下「法」という。）第 58 条の 2 の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命権者による報告の時期及び内容)

第 2 条 法第 58 条の 2 第 1 項の規定による報告は、12 月末までに、前年度における次に掲げる事項に関する状況について行うものとする。

- (1) 職員の任免及び職員数
- (2) 職員の給与
- (3) 職員の勤務時間その他の勤務条件
- (4) 職員の分限処分及び懲戒処分
- (5) 職員の休暇の取得
- (6) 職員の研修及び勤務成績の評定
- (7) 職員の福祉
- (8) 前各号に掲げるもののほか、広域連合長が必要と認める事項

(公平委員会による報告の時期及び内容)

第 3 条 法第 58 条の 2 第 2 項の規定による報告は、12 月末までに、前年度における勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する審査請求の状況について行うものとする。

(公表の時期及び方法)

第 4 条 法第 58 条の 2 第 3 項の規定による公表は、第 2 条の報告及び広域連合長を任命権者とする者に係る同条各号に掲げる事項に関する状況の概要並びに前条の報告を、前 2 条に定める期限の属する年度内において、北しりべし廃棄物処理広域連合公告式条例（平成 14 年北しりべし廃棄物処理広域連合条例第 1 号）に定めるところにより行うものとする。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平 28. 10. 26 条例 5）

この条例は、公布の日から施行する。